

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

私たちを取りまく社会環境は、社会経済の変化や少子高齢化の急速な進行により、社会構造も多様化する中、かつての家庭や地域の相互扶助機能が低下したことにより地域住民の社会的つながりが希薄になってきています。また、長びく経済不況で市民の福祉に対するニーズが増大、多様化し、支援を必要としている人々は厳しい状況にあります。

このような状況の中、国では社会変化に応じた柔軟な制度の見直しが不可欠であることから「社会福祉基礎構造改革」が行われ、社会保障に関する制度改正、介護保険制度の創設がなされています。社会福祉事業法は一部改正され、新たに社会福祉法となっています。

社会福祉の理念を、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること。」とし、利用者自らの選択で福祉サービスを利用する制度に変わってきています。そのため、市町村地域福祉計画の策定は、今後の地域づくりや福祉の向上を図る上で重要な計画と位置づけられています。

2. 計画の目的

仙北市では、平成21年に「あなたもわたしも安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、また年齢にかかわらず、すべての人が自由に社会参加できるような地域社会を形成することを目指し社会福祉の増進に努めてきました。

この計画は、これまでの地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえながら、市民自らが自らの地域づくりに参加できる地域社会を目指し、生き生きと暮らせる※福祉コミュニティを実現することを目的として策定するものです。

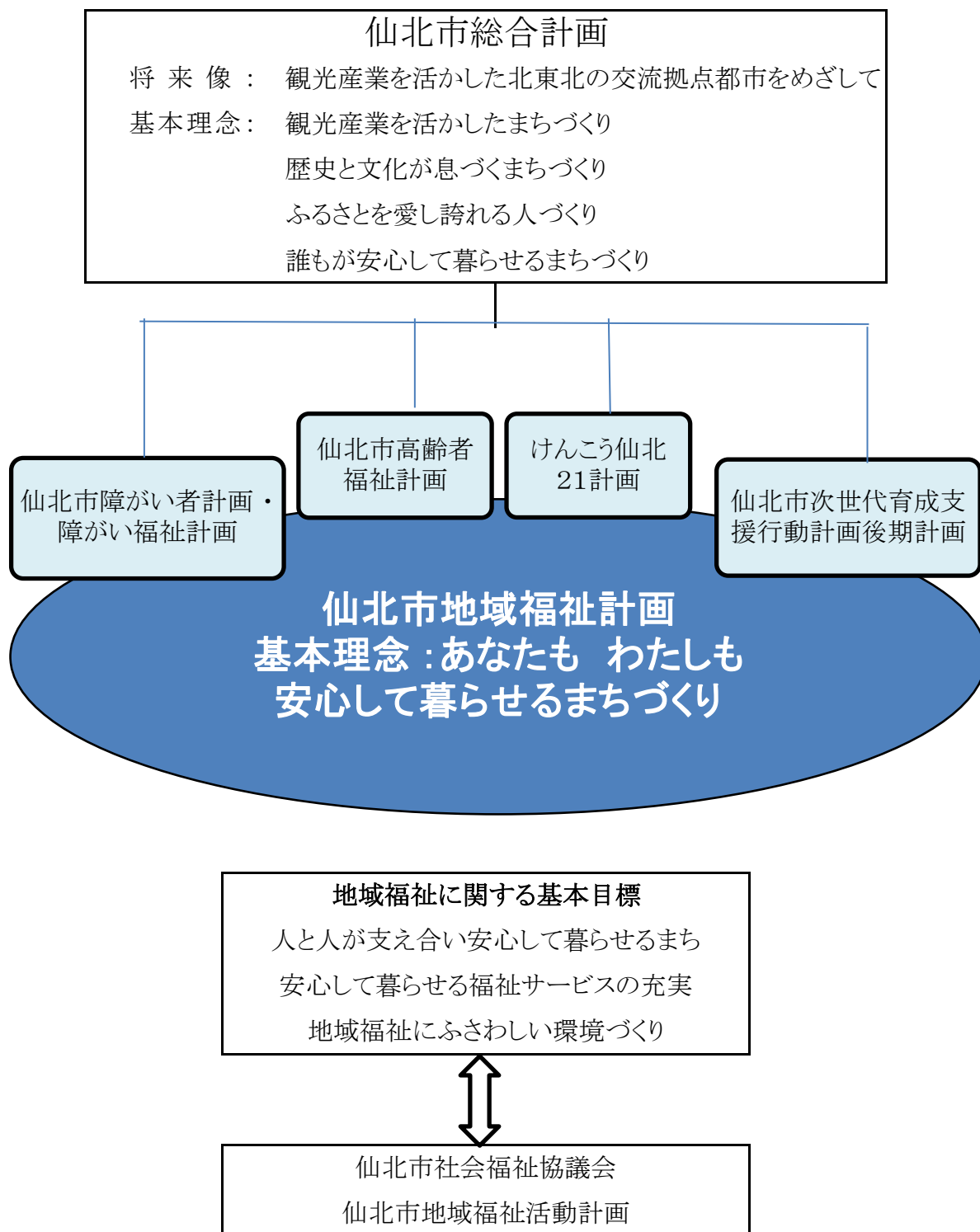
※福祉コミュニティ

地域福祉で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常的生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結びあった地域社会

3.計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

社会福祉法(平成12年法律第111号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。



- 仙北市総合計画の理念に基づくとともに、地域福祉施策分野に関する個別計画です。
- 「仙北市障がい者計画・障がい福祉計画」、「仙北市高齢者福祉計画」、「けんこう仙北21計画」「仙北市次世代育成支援計画後期計画」との整合性を図りながら、各計画の対象とならない人への福祉施策にも関する計画です。
- 仙北市社会福祉協議会による「仙北市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進していきます。

(2) 他の個別計画との関係

仙北市には、「仙北市障がい者計画・障がい福祉計画」、「仙北市高齢者福祉計画」「けんこう仙北21計画」など障がい者、高齢者、児童を対象とした施策に関する個別の計画があり、仙北市地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通の理念とします。

また、仙北市社会福祉協議会が策定予定の「仙北市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

4. 計画の期間

「仙北市地域福祉計画」は、平成26年度から30年度までの5カ年間の計画とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中に見直しを図ります。

